

第 20 回葉山町子ども・子育て会議 議事要旨

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 24 日（水）10 時～12 時
- 2 開催場所 葉山町役場 2 階 協議会室 1
- 3 開催形態 公開（傍聴者なし）
- 4 出席者 委員 17 名出席（定足数〇）。
欠席 2 名（野北委員、山浦委員）
- 5 議 事
 - (1) 開会
(事務局)
 - ・資料の確認
 - (2) 審議会について（参考資料 1）
(事務局)
 - 葉山町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、葉山町の条例により設置された審議会で、各委員は葉山町の非常勤特別職の職員となる。
 - 審議会では、町長の諮問に応じて調査・審議をしていただき、その結果を答申または意見として建議します。審議会は、要望・陳情の場ではないので承知していただきたい。
 - 審議会での調査・審議の概要は、子ども・子育て支援事業計画の策定と進行管理や各種基準に関する条例の制定やその他、子ども・子育て支援に関する施策全般について審議する場となっている。
 - 委員として守っていただきたいことは、法令に明確な規定はないが、本町特別職の職員として、法令を順守し、本町の信用を失う行為はしない。審議会でも知り得た秘密は守る。審議会委員でなくなった後も同様です。委員の肩書で政治活動や宗教活動は行わないことについて厳守をお願いします。
 - 委員名及び議事録は、後日、葉山町のホームページで公表する。公表時は、役職（会長、委員など）のみの記載とし、発言者の個人名が特定されないように注意する。

(3) 前年度の振り返り

(事務局)

- 平成 28 年度葉山町子ども・子育て会議 報告（参考資料 2）
平成 28 年度は、「保育料の見直しについて」、4 回の議論を行い、議論した内容を町長へ報告した。
- 「保育料の見直しについて」、次の 3 つの議論を行った。
 - ①幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善、②保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し、③所得階層の細分化について、議論を行った。
- 幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善については、利用時間数や給食の提供などサービス内容を比較した場合、幼稚園と保育所の保育料が不均衡な状態が残っている。
子ども・子育て会議としての提案は、幼稚園と保育所では、預かる時間、サービス内容に加え、保育料の決め方も違うので、公平とする基準なしに保育料の不均衡を解消することは難しい。当会議では、今後の幼稚園の新制度への移行状況を見極めながら、必要に応じて検討することを提案する。
- 保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直しについては、利用時間数で比較した場合、利用時間数で最長 3 時間の差しかなく、それぞれの保育料の差は数百円から千円程度であり保育料の不均衡な状態が残っている。
子ども・子育て会議としての提案は、保育料の不均衡な状態は残っているものの、保育時間だけに着目していることや他市町村の動向を勘案すると、現行の町の保育短時間認定の設定（98.3%）は妥当である。当会議では、各市町村の状況などを見極めながら、必要に応じて検討することを提案する。
- 所得階層の細分化については、他市町村では、所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っており、現行の 11 階層を細分化する保育料の見直しを行うことが望ましいと思われる。
子ども・子育て会議としての提案は、保育料の負担軽減は図りたいが、負担軽減が保育サービスの低下を招くこともあることから、このバランスについて、各委員も頭を悩ませながら議論を進めた。当会議では、子ども・子育て支援制度は、保育サービスの質と量の両面の充実が趣旨となっていることを鑑み、次期保育料については、①現行の保育料の 11 の所得階層を更に細分化すること、②保育サービスの低

下を招かないよう、現行の保育料が上がっても必要な保育料を確保すること、③保育料の収入が現行より増加した分は、保育サービスのために充てることを提案する。

- 勉強会（子ども子育て会議主催）及び委員自主打合せの今後のあり方及び方向性については、子ども・子育て支援新制度も施行され勉強会等の目的や成果はある程度得られた。

子ども・子育て会議としての提案は、勉強会（子ども子育て会議主催）及び委員自主打合せを継続することは終了し、必要に応じて講演会や勉強会などを開催していくことを提案する。

（４）議題

（１）子ども・子育て会議年間スケジュールについて（資料１）

（事務局）

- 平成 29 年度は、第 1 回目 5 月 24 日（子ども・子育て事業計画の進捗状況や子ども・子育て事業計画に関する中間年の見直しについて）
- 第 2 回目 来年 1 月（子ども・子育て事業計画に関する中間年の見直しについて）の 2 回を予定している。

（質疑応答なし）

（２）子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について

（資料 2・3）

（事務局）

- 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は、子ども・子育て会議へ報告した後、県を経由し、国へ報告することになる。資料 2 は、教育・保育及び地域型保育事業の量の見込みや確保方策の進捗状況になる。施設型給付の幼稚園や保育所、地域型保育給付の小規模保育、家庭的保育の平成 28 年度の実績は施設型給付の保育所入所児童数が 306 人（葉山にこにこ保育園 100 人、おひさま保育室 26 人、葉山ぎんのすず保育園 55 人、葉山保育園 125 人）、地域型保育給付の入所児童数が 20 人（風の子保育園 20 人）である。子ども・子育て支援事業計画では確保方策を示している。

この確保方策の数に近づけるために平成 28 年度実施したことは、新設の認可保育所などがなかったため動きはないが、認定こども園の幼稚園型へ移行を考えている幼稚園がある。民間が認可保育所などの

新設を検討している。地域型保育給付では、認可外保育所から小規模保育所への移行を考えている保育所がある。確保方策については、町内に新制度へ移行した幼稚園がないため、1号認定の子どもはいません。町内の私立幼稚園5ヶ所を記載した。2号認定は161人、4ヶ所。3号認定は133人 5ヶ所になっている。2号認定についての確保方策は161人、3号認定については、133人になっている。

支給認定の人数は、2号認定が179人、3号認定が175人であり支給認定の人数から現在の確保方策の人数が足りていないことになっている。

資料3は、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みや確保方策の進捗状況になる。

①利用者支援事業の進捗状況

この事業の概要は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、子育てコーディネートをする事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、利用者支援事業を行う実施箇所数は平成27～31年度1ヶ所となっており既に計画どおり1ヶ所で実施している。この1ヶ所は子育て支援センター「ぽけっと」で行っている相談事業であり年間393件、1日平均1.6件になっている。平成28年度の対応状況は、子育て支援センターや児童館・青少年会館、子ども育成課において利用者支援事業を実施した。役場窓口でも保健師等の専門性を活かした相談及び情報提供等を実施している。また、乳幼児全戸訪問事業等で訪問した際に、相談及び情報提供等を行い、妊娠期から切れ目のない支援を実施した。（利用者支援事業の母子保健型）子育てガイドブック「葉みんぐ」を作成し、子ども育成課窓口にて出生や転入手続きの際に配布など、情報提供を図った。

②地域子育て支援拠点事業の進捗状況

この事業の概要は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、地域子育て支援拠点事業を行う

実施箇所数は平成 27～31 年度 8 ヶ所となっており既に計画どおり 8 ヶ所で実施している。この 8 ヶ所は児童館 7 館、青少年会館 1 館、子育て支援センター「ぼけっと」の合計 8 ヶ所と示している。平成 28 年度実施状況は、子育て支援センター、児童館（青少年会館）でひろば事業を実施し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供した。

③妊婦健康診査の進捗状況

この事業の概要は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業である。

平成 28 年度の実績は、妊婦健康診査の補助券を 190 人へ配布した。子ども・子育て支援事業計画では、妊婦健康診査の補助券を利用する回数を平成 27～31 年度 2,800 回となっている。平成 28 年度の実績は、2,398 回である。平成 28 年度の対応状況は、平成 28 年度より産後健診を含む 15 回の助成を開始した。（実施回数変更 14 回 → 15 回）

④乳児家庭全戸訪問事業の進捗状況

この事業の概要は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業である。

平成 28 年度の実績は、196 人に訪問を行った。子ども・子育て支援事業計画の平成 28 年度の確保方策 192 人に対し、平成 28 年度実績は 196 人になっており計画を上回る訪問をしている。平成 28 年度の対応状況は、従来どおり、着実に実施した事業である。

⑤養育支援訪問事業の進捗状況

この事業の概要は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業である。平成 28 年度の実績は、実数で 56 人の訪問をしている。

子ども・子育て支援事業計画では、養育支援する人数は平成 27～31 年度 70 人となっている。平成 28 年度の対応状況は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を行った。

⑥子育て短期支援事業の進捗状況

この事業の概要は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業である。この事業は、児童相談所の一時保護で対応しているところで町では実施していない。

⑦ファミリー・サポート・センター事業の進捗状況

この事業の概要は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である。

平成 28 年度の実績は、利用した子どもの人数は 1,241 件だった。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 28 年度の確保方策は、利用する子どもの人数 1,100 件に対し、平成 28 年度実績は 1,241 件になっており計画を上回っている。

平成 28 年度の対応状況は、保育サポーター養成講座を 10 月 21 日～11 月 15 日に行い 5 名が受講した。

平成 28 年度より、ひとり親等に対し、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成を行っている。また、ファミリーサポートセンター事業の事務局のコーディネートにより活動できる支援会員も増えている。

⑧一時預かり事業の進捗状況

この事業の概要は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 28 年度の確保方策は、幼稚園以外の利用する子どもの人数 2,905 人に対し、平成 28 年度実績は 2,178 人になっている。保育園に入所できない子どもの定期的な利用が多く、利用希望者は増加し、一時預かり本来の役割が果たせなくなっている。

⑨延長保育事業の進捗状況

この事業の概要は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等に

において保育を実施する事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 28 年度の確保方策は、利用する子どもの人数 294 人、実施箇所数 5 ヶ所に対し、平成 28 年度実績は 190 人、実施箇所 5 ヶ所になっている。平成 28 年度の対応状況は、保育所 5 ヶ所で延長保育を実施した。

⑩病児保育事業の進捗状況

この事業の概要は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業である。

ファミリー・サポート・センター事業で病後児保育を実施しており、平成 28 年度の実績なかった。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 28 年度の確保方策は、1 日 15 人が利用できる体制を整えることになっているが、ファミリー・サポート・センターで病後児保育の利用者が少ない状況である。

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の進捗状況

この事業は、平成 28 年度に町直営 4 ヶ所、民間が 4 ヶ所の合計 8 ヶ所で実施している。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 28 年度の確保方策は、定員 210 人に対し、平成 28 年度の実績は直営、民間合わせて定員 199 人であり少しずつ計画に近づいている。平成 28 年度の対応状況は、直営学童クラブ 4 ヶ所、民間学童クラブ 4 ヶ所で実施した。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業の進捗状況

この事業については、国が示す具体的内容がなく、量の見込みや確保方策を示す事業ではなく実施していない。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の進捗状況

この事業については、国が示す具体的内容がなく、量の見込みや確保方策を示す事業ではなく実施していない。

(委員)

養育支援訪問事業だが、今後、支援が必要な家庭の確認をどのようにするのか？

(事務局)

養育支援家庭訪問事業には数種類あり育児支援、家事支援を必要とする家庭に行き育児支援をするものと、保健師、理学療法士が家庭に行き、身体面、育児面へのアドバイスをを行うものがある。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、虐待を受けている、また、受けている可能性のある子どもに関し、体罰によらない子育てを児童相談所と協力しながら支援していくものがあり、そのような家庭をキャッチしていくに保育園、幼稚園、小学校、中学校などとの連携が必要と思っており、いつもと違う様子などを見てもらい何かあれば役場や児童相談所へ相談し適切な支援が何かを考えていき養育支援などに繋がっていけばと思っている。

(委員)

今年度の待機児童数の状況はどのようになっているか？

(事務局)

神奈川県が公表する予定だが、昨年度の待機児童数 9 名よりは多くなりそうな状況である。公表まで待っていただきたい。

(委員)

里帰り分娩で葉山の方が別の市町村へ里帰りする人数と別の市町村から葉山に里帰りしている人数は何名ぐらいいるのか？

(事務局)

葉山の方が別の市町村へ里帰りしている人数は、具体的に分からないが、妊婦健診の助成には償還払い制度があり、県外で妊婦健診の助成を受けられない方が検診費用を一度立替え、後から検診費用の助成をしている方が 25 人いるので県外で出産している方は 25 人程度であるかと思っている。また、乳幼児健診を里帰り中に葉山町で受ける方が 5 人程度でいる。

(委員)

幼稚園、保育園に入る前の子が、子育てひろばに参加することは必要であり、保育園で子育てひろばを実施してところ 11 組の親子の参加があった。駐車場が無い児童館には遊びに行きづらい親子もいるので親子の居場所について何か考えたいと思っている。

(委員)

資料の中で、確保方策と実績を示しているが、平成 29 年度に数が大きく変わるものについては、何か方策があるのか？

(事務局)

平成 29 年度に数が大きく変わる事業は、病児保育の確保方策が平成 28 年度 15 人に対し、平成 29 年度は 765 人に増えるが、実績か

らすると平成27年度は1件、平成28年度は0件になっているので、病児保育事業の確保方策の数については、会議の中で議論していただく必要があり見直しも必要と思っている。

延長保育事業についての確保方策は、実施する箇所数が1ヶ所増え、人数も増えているが、この増は新設の保育園が1ヶ所でき、その保育園が延長保育を実施することを見込んでいるが、平成29年度中に新設の保育園ができる具体的な内容はない状況である。確保方策や見込み量については、以前行ったニーズ調査に基づき設定しているもので、利用状況などに合わせた形で数字を見直していきたい。

(委員)

中間見直しで確保方策などの数字を見直していくことになるのか？

(事務局)

見込んだ数字に対して、実績はどうだったのかを基本に見直しをしていくことになるがニーズについても見直しを考えなくてはと思っている。

保育園についても、支給認定者数に対し、入所している児童数が少ないので待機児童を解消するために保育園の数は増やさないといけないと思っている。

(3) 子ども・子育て事業計画に関する中間年の見直しについて

(資料4・5・6・7)

(事務局 資料4)

- 国の考え方は、平成29年1月27日付けの内閣府からの事務連絡により、見直しのための考え方(作業の手引き)が示された。
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策における見直しの

基準

については、平成28年4月1日現在の支給認定区分ごと(3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと)の子どもの実績値が、町の計画における量の見込みよりも10%以上かい離がある場合は、原則として見直しが必要となる。

- 上記に該当しない場合でも、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合は、見直しを行うものとする。

- 見直しの手順については、既存計画の「量の見込み」と実績値を比

較し、

基準に照らして見直しの要否を判断する。

○ 「量の見込み」の見直しについては、直近の人口推計に基づく推計児童数に、平成28年4月時点における支給認定区分ごとに児童数に占める支給認定こどもの割合の数値を乗じて得た数値を「見直し後の量の見込み(人)」とする。

○ 町の考え方については、平成28年度においては、10%以上のかい離とな

っている。その幅は大きくなっていくことが予測され、また、人口推計も年齢によっては、計画当初のものとのズレが大きくなってきていることから、平成29年度にはさらなるかい離が予想される。平成30・31年度については、「量の見込み」について見直しを考えている。なお、見直しに当たっては、保育利用率(3号認定の子どもの利用定員数/3歳未満の子どもの全体数)を新たな人口推計に乗じて得た数値としていくことを考えている。また、「量の見込み」の見直しに伴い、「確保方策」についても見直すことを考えている。

○ 中間年の見直しに係るスケジュールの予定について、町は平成29年4月

から8月に「量の見込み」と「確保の内容」の見直しを検討し、平成29年8月

から平成30年1月にかけて、計画の見直し作業を行う。平成29年12月に県か

ら町へ見直し後の需給計画の確定値の照会があり、平成30年3月に計画の

見直し作業の終了を予定している。

○ 国は、平成29年春頃に基本指針等の改正を行い、平成29年夏頃見直し

後の「量の見込み」及び「確保の内容」等の調査を行う予定である。

○ 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための

考え方(作業の手引き)に基づき見直しを行うが、平成28年4月1日時点の支

給認定区分ごとの子どもの実績値が市町村計画における量の見込みよりも

10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要となる。

○ 見直しの手順は、最初に平成28年4月1日時点における実績値の

把握を

する。1号認定に子どもは、市町村計画における「量の見込み」の中に、

支給

認定を受けずに、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を

園を

利用する子どもの数も含まれており、「実績値」についても、認定実績に、

当該

子どもの数を加える必要がある。

○ 2号、3号認定子どもは、認定実績を「実績値」とすることを基本とし、「実績

値」と「量の見込み」との比較をしていく。

○ 見直しの方法は、最初に推計児童数を分析する。社会増減による場合と自

然増減による場合と既存のデータの活用も含め分析する。

○ 2号認定子どもの支給認定割合の乖離の分析は、既に平成29年度に向

けた申請を受け付けているので、その申請状況を含み平成31年度末まで

の見

込みについて補正を行う。

○ 3号認定子どもの支給認定割合の乖離の分析は、保育認定事由が、就

労や求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、実績値に加え、女性の就業率と1・2歳児の保育所等利用率が正の相関関係にあることを考慮

し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

(事務局 資料5)

○ この資料は、0歳から11歳までの子どもの人口の平成22年度から平成29年度までの各年度4月1日現在の実績である。前年度と比べると各年度少しずつ減少しているが、平成28年度は増えている状況である。計画との人口を比較すると、平成27年度はほぼ計画どおり、平成28年度と平成29年度は、計画の人口の方が少なくなっており実績の方が多かった状況である。

(事務局 資料6)

○ 子どもの人口の実績と推移で平成28年度から平成31年度の実績と

推移になっている。1枚目は、現行の計画の子どもの人口と比較したものになっている。平成28年度の①欄は計画の人口で②欄は実績の人口になっており64人、計画が少なくなっている。平成29年度も同様に54人、計画が少なくなっている。計画と実績が10%以上かい離しているところが網掛になっている。また、平成30年度の計画の人口と平成29年4月1日現在の実績を比較すると108人、計画が少なくなっている。平成31年度の計画の人口と平成29年4月1日現在の実績を比較すると177人、計画が少なくなっている。

2枚目は、子どもの人口の推移の平成30年度と平成31年度の子どもの人口の見直し案になっている。平成29年度の計画の人口を1年遅らせて平成30年度の人口にしている。平成31年度の人口は、過去の実績から推計し、2%程度の増減を基に、平成30年度の人口推計案の2%程度の増減で考えている。

(事務局 資料7)

- この資料は、子ども・子育て支援事業計画「確保方策」と「実績」の比較表になっている。A3横の左側が現行の計画の数字で左側が実績になっている。

1号認定については、実績と比べると変更はない。確保方策は幼稚園の定員に変更がないので同じである。平成28年度の量の見込みの実績は525人になっているが、現在、幼稚園に入園している子どもの数は828人であり、量の見込みに差が大きくなっている。
があると考えている。

2号認定については、確保方策を変更している。現行の計画は、確保方策を165人にしているが、実績は161人になるため変更している。平成28年度の量の見込みの実績は、281人だが、支給認定の実績は、179人であり確保方策の161人との差は、18人足りないことが分かり。量の見込みを見直す必要があると考えている。

3号認定については、確保方策を変更している。現行の計画は、確保方策を129人にしているが、実績は133人になるため変更している。平成28年度の量の見込みの実績は、176人だが、支給認定の実績は、175人であり確保方策の133人との差は、42人足りないことが分かる。

(会長)

2号認定は、平成28年度実績の量の見込みは281人になっているが、支給認定の実績が179人なので計画より少なかったとの理解による

しいか？

(事務局)

その通りである。

(会 長)

資料 6 の人口の見直し案は、実績を考え 98%程度の割合での人口で考えているとの理解でよろしいか？

(事務局)

その通りである。

(委 員)

資料 6 の見直し案の年齢を斜めに見ていき平成 29 年度 1 歳は、平成 30 年度の 2 歳を見ていくと少し増えていくが全体で見ると 2%減っていく考え方なのか？

(事務局)

年齢により増えているところもあるが、転入、転出、出生の状況なども分からないが、総合計画や他の計画でも子ども人口は減っていくことになっており、他の計画も参考にしながら考えている。

(委 員)

資料 6 の見直し案の平成 30 年度の人口は平成 29 年度の人口を 1 年遅らせたことは分かるが、人口が細かい数字になっているので公式などを使い算出しているのか？

(事務局)

平成 29 年度の人口の合計から各年齢の割合を算出し、その割合を各年齢に乗じて算出している。

(会 長)

何か意見などあれば、会議後の意見として別紙の様式を提出していただければと思う。

(4) その他

(委 員)

長期の疾病により子育て思うようにできない方がいる。そのよう方はどのような支援が受けれて、どこに相談すればいいのか分からない。

また、子育て短期支援事業や学童や一時預かり事業などで支援することになるのか？子育て短期支援事業もニーズはあると思うので、そのような家庭についての支援の考え方を教えてほしい？

(事務局)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所する場合、神奈川県との協力により決めているので町単独の事業では実施していない。

(委員)

親御さんの疾病などで長期にわたり子育てができない場合は、児童相談所で相談を受け、必要であれば養護施設などへの入所を考えていく。出産により、子どもを預かる場合もあるがこの場合、身近な資源を使い安心して出産されることについては、町や身近な方へ子どもを短期間預けることが親御さんの安心に繋がると思っている。長期にわたる疾病については、児童相談所が受け支援していくので気軽に相談してほしい。児童相談所と親御さんが一緒に考え安心に繋がっていきたいと思っている。

(5) 閉会

(事務局)

- 本日、委員の皆様から伺った意見や会議後にいただいた意見などを基に、計画見直しなどについて事務局で考えていく。
- 次回は、来年1月に予定しており、あらためて日程調整を行う。